

国頭村簡易水道事業

令和7年度水質検査計画



水道法により各水道事業体は毎年度水質検査計画を策定し、公表することが義務付けられています。水質検査は、水質基準に適合し、安全であることを保障するために不可欠であり、水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。ここに国頭村における令和7年度の水質検査計画を策定したので公表いたします。

水質検査計画の内容

1. 基本的な方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 水質検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性保証
10. 関係者との連携

国頭村役場・建設課

目 次

1. 基本的な方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 原水及び水道水の状況	2
4. 検査地点	2
5. 水質検査項目と検査頻度	3
6. 臨時の水質検査	4
7. 水質検査方法	4
8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表	4
9. 水質検査の精度と信頼保証	5
10. 関係者との連携	5
表1. 水質基準全項目	
水質検査実施頻度及び過年度データ (国頭村役場前)	6・7
〃 (浜グラウンド)	8・9
〃 (辺戸共同店)	10・11
〃 (奥公民館)	12・13
〃 (楚洲共同店)	14・15
〃 (安田公民館)	16・17
〃 (安波公民館)	18・19
〃 (安波1705番地 (美作))	20・21
表2. 水質管理目標設定項目	22
表3. 毎日検査	23
表4. 農薬類検査項目	23
表5. その他検査項目	23
図1. 国頭村水道施設位置図及び採水場所 各水道施設配水フローチャート	24～29

1. 基本的な方針

水質検査には、水質基準に適合しているかどうかを判断するための検査と、原水から浄水処理・配水に至るまでの一連の水質管理の状況を確認するための検査があります。水質検査計画は、水質基準への適合を確認するための水道法第20条に基づく水質検査について作成するものですが、原水等の水質検査や水質管理目標設定項目など水質基準以外の項目についても、その重要性から水質検査計画に位置づけて検査を行います。

(1) 検査地点

検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、浄水場及び水源とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等（水質基準51項目、色、濁り、消毒の残留効果）と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び水道水がより安全で良質であることを確認するために本村が独自に行う水質項目とします。

(3) 検査頻度について

- ① 水道法に基づく「毎日検査」及び「毎月検査」を給水末端の蛇口において行います。
- ② 給水末端の蛇口の水が良好で水質基準を満足している項目については、検査頻度を3年に1回以上に緩和することができます。
- ③ 水質管理目標設定項目（26項目）については、その中から必要な検査対象項目を選定して年1回行います。また、水質管理目標設定項目に含まれる農薬類（120項目）については水源地域における使用状況等を勘案して必要な検査対象項目を選定して年1回行います。
- ④ 水源については、水質基準項目等について年1回行います。

2. 国頭村簡易水道事業の概要

(1) 大川山浄水場系統

辺野喜ダムからの放流水を水源とし、大川山浄水場で浄水処理したあと辺土名を除く浜から辺戸に至る西海岸沿いに点在する15地区の配水池へ、自然流下にて送水しています。但し、最北端の辺戸配水池は高所のため、宜名真にある加圧ポンプ場から圧送しています。

(2) 辺土名浄水場系統

又伊名川上流の表流水と宇良川伏流水とブレンドを行い、辺土名浄水場で浄水処理したあと自然流下で、辺土名地区へ給水しています。

(3) 奥水源地系統

奥1122-2地先奥川本流の旧河川敷に取水井を設け、伏流水を取水し浄水処理したあとポンプ圧送にて配水池に送水し、配水池から自然流下にて奥地区へ給水しています。但し、世皮原配水池及び加与原配水池は高所のため、中間にある加圧ポンプ場から圧送しています。

(4) 伊部浄水場系統

安田西伊部731地先伊部川の下流域の河川沿いに取水井を設け、伏流水を取水し浄水処理したあとポンプ圧送にて調整池に送水し、調整池から自然流下にて楚洲配水池及び安田配水池へ送水しています。但し楚洲畜産団地配水池は高所のため、中間にある加圧ポンプ場から圧送しています。

(5) 安波水源地系統

安波675地先安波川堤内に取水井を設け、伏流水を取水し浄水処理したあとポンプ圧送にて安波配水池及び美作配水池に送水し、配水池から自然流下にて安波地区及び美作地区へ給水しています。

(6) 令和5年度における給水状況は次表のとおりです。

項目	内容
給水区域	国頭村内
給水人口（令和5年度末）	4,472 (人)
普及率（令和5年度末）	99 (%)
給水戸数（令和5年度末）	2,363 (戸)
計画一日最大給水量	3,370 (m³)
一日最大給水量	2,750 (m³)
一日平均給水量	2,262 (m³)

(7) 済水場の概要

浄水場名	大川山浄水場	辺土名浄水場	奥水源地	伊部浄水場	安波水源地
所在地	国頭村字辺野喜 大川山	国頭村字辺土名 幸地原	国頭村字奥 菊蓮	国頭村字安田 西伊部	国頭村字安波 幸地原
原水の種類	ダム放流水（上層） (辺野喜ダム)	表流水・伏流水 (又伊名川・宇良川)	伏流水 (奥川)	伏流水 (伊部川)	伏流水 (安波川)
処理能力 (m³/日)	1,890m³	1,006m³	110m³	178m³	90m³
浄水処理方法	急速ろ過	緩速ろ過	滅菌処理	急速ろ過	滅菌処理
使用薬品	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ソーダ	次亜塩素酸ソーダ	次亜塩素酸ソーダ	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ソーダ	次亜塩素酸ソーダ
施設概要	沈殿池：2池 ろ過池：3池 自家発電設備 遠方監視制御設備	沈殿池：2池 ろ過池：5池 遠方監視制御設備	自家発電設備 遠方監視制御設備	ろ過機：2台 自家発電設備 遠方監視制御設備	自家発電設備 遠方監視制御設備

3. 原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を示しました。

原水の状況

	辺野喜ダム系	又伊名川系	宇良川系	奥川系	伊部川系	安波川系	奥間川系	安田川系
原水の汚染要因	・降雨等による濁水発生							
水質管理上注目すべき項目	・濁度							

浄水場において、適正な浄水処理を行っており全給水地区において水質基準に適合した安全な水道水を給水しています。

4. 検査地点

(1) 給水末端の蛇口について

浄水場ごとに配水系統がわかれていますので、各浄水場系統1カ所以上の計8カ所にて検査を行います。また、水道法に基づく1日1回行う毎日検査についても、各浄水場系統1カ所以上の計8カ所で行います。

さらに、消毒用の残留塩素濃度を適切な値に確保するため、残留塩素測定器を24カ所に設置し連続測定を行います。

(2) 水源について

水源水質の把握及び適切な浄水処理をするために、各浄水場の取水井にて検査を行います。

5. 水質検査項目と検査頻度

(別表1：p 6～、シートA：p 7～、別表2：p 22、別表3・4・5：p 23)

(1) 水質基準が適用される、給水末端（蛇口）における水質検査項目と検査頻度

ア. 水質検査項目

- ①法令に基づく水質検査表（別表1）において水質基準項目（51項目）の検査を行います。
- ②法令に基づく水質検査（別表3）の3項目について毎日検査を行います。

イ. 検査頻度

①毎日検査

法令に基づく水質検査（別表3）の色、濁り、異常な臭味、消毒の残留効果の検査については、1日1回行います。

②毎月検査

法令に基づく水質検査（別表1）の項目の中からNo.1,2,38,46~51（9項目）については、安全性及び施設管理として毎月検査を行います。

③年4回検査

法令に基づく水質検査（別表1）の項目の中からNo.10,21~31（12項目）は消毒剤及び消毒副生成物として、No.33,34,39,40（4項目）については安全性及び性状確認のため年4回行います。（合計16項目）

④年1回検査

法令に基づく水質検査（別表1）のうち、過去3年間における濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、（1/5以下の場合には1年に1回）まで検査頻度を緩和出来るとされていますが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回、水質基準51項目の検査を行います。

⑤省略不可項目

表1の「省略可否」欄で「×」。シートA（過年度データ）欄でグレー色の帯になっている箇所は省略不可項目です。

(2) 本村が水質管理上独自に行う水質検査項目と検査頻度

①原水水質の把握及び浄水処理工程における適正な水質管理を行うために、別表1（水質基準51項目）の中から39項目について年1回の検査を行います。（消毒副生成物の11項目及び味を除く）

②別表2の水質管理目標設定項目（26項目）のうち、浄水及び原水の検査項目の設定に関しては、厚生労働省健康局水道課長通知の第3「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」（平成15年10月10日付け）を参考にして以下のとおり年1回行います。（平成22年2月17日付け一部改正）

分類	原水項目	浄水項目	備考
水源8箇所	15		別表2参照（p 22）
給水末端8箇所		16	〃

③水質管理目標設定項目のうち、農薬類（120項目）の検査については地元JAから地域における農薬類の販売及び使用状況入手して、本村としては水源保全及び影響把握の観点から7項目の検査を原水8箇所について年1回行います。（別表4）

④村が水質管理上必要とする検査項目。（別表5）

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近及び給水区域周辺において消化器系感染症が流行ったとき
- (4) 净水過程に異常があったとき
- (5) 管路工事及びその他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (6) その他、特に必要があると認めたとき

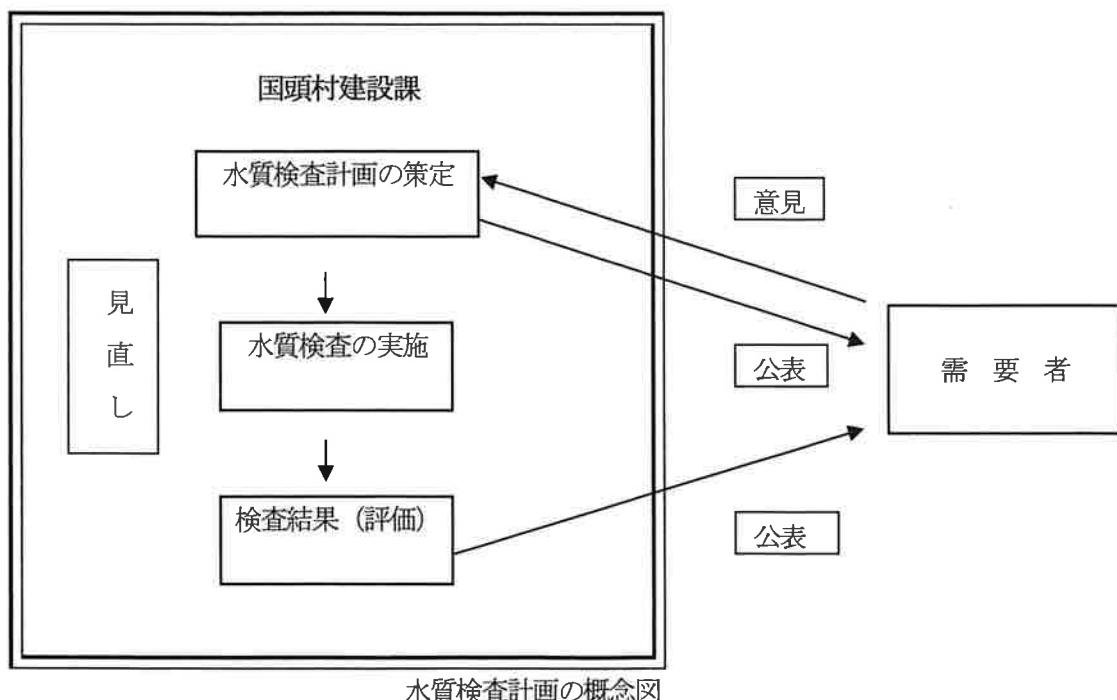
検査項目は水質基準51項目及び水質管理目標設定項目などについて行います。また、水源の水質汚染（毒劇物等）の早期発見のために魚類監視槽による魚の監視も行います。

7. 水質検査方法

- (1) 法令に基づく毎日検査については、自己検査とします。
- (2) 法令に基づく毎日検査及び水質基準項目、水質管理目標設定項目等の検査については、厚生労働大臣登録水質検査機関へ委託検査とします。
- (3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行います。
その他の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づいて行います。

8. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

- (1) 水質検査計画は毎年度作成し公表します。
- (2) 公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果については、本村のホームページや広報誌等を利用して速やかに公表します。
- (3) 次年度の水質検査計画の策定に当たっては、本年度の検査結果を評価・見直しすると同時に需要者の皆様からのご意見、要望等を反映して水質検査計画を作成します。



9. 水質検査の精度と信頼保証

水質検査の実施に当たっては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本村としては次のこと留意して厚生労働大臣登録検査機関に委託することにしています。

(1) 精度管理の評価

- ① 基準値及び目標値の1／10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1／10付近の設定において、変動係数(CV)が金属類では10%以下、有機物では20%以下の水質検査ができること。
- ② 毎年、厚生労働省、沖縄県及び全国給水衛生検査協会が実施する外部精度管理において高い評価を得ていること。

(2) 検査体制の確認

- ① 経験豊富な分析技術者など人材が十分に確保されていること。
- ② 高度な分析機器が整備されていること。

(3) 信頼保証体制の確認

- ① 計量証明事業者認定などを取得していること。
- ② 信頼保証部門と水質検査部門に各責任者を配置して組織体制が十分に機能していること。
- ③ ISOを取得していること。

* ISOとは、International Organization for standardization の略で国際標準化機構の意味。

ISO9001とは、品質保証及び顧客サービスに関する国際規格。

(4) 臨時の検査及び緊急時の検査体制

- ① 水質汚染事故等に対して即対応できる体制にあること。
- ② 検査結果の提出については、水質基準の51項目及びその他の項目等について速やかに提出が可能であること。

(5) 水質管理、浄水処理及び水道施設全般の管理等について指導、助言が可能であること。

10. 関係者との連携

水道に関わる水質事故等が発生した場合には、関係課と情報交換を図りながら現場調査や水質検査等を行い、適切な措置を迅速に実施することにより常に安全な水道水の供給に努めます。

問い合わせ先：国頭村役場・建設課

住 所：〒905-1495

国頭村字辺土名 121 番地

電 話：0980-41-2869

F A X：0980-41-3084

別表 1 (シートG 水質検査実施頻度) 国頭村役場

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数減可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基9	亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	新規項目(H26)のため基本検査頻度とする。
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回／3月	1回／3月	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基16	シース-1,2-ジクロロエチレ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／年	1回／3年	1回／年	
基17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基23	クロロホルム	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基30	ブロモホルム	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基33	アルミニウム及びその化合物	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基34	鉄及びその化合物	×	1回／3月	1回／年	1回／年	
基35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基47	pH値	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基48	味	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基49	臭気	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基50	色度	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基51	濁度	×	1回／月	1回／月	1回／月	
毎1	色	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目

別表 1 (シートG 水質検査実施頻度) 浜グラウンド

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数減可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基9	亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	新規項目(H26)のため基本検査頻度とする。
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	×	1回／3月	1回／3月	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基16	シス-1,2-ジクロロエチレ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／年	1回／3年	1回／年	
基17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基18	テトラクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基23	クロロホルム	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基30	ブロモホルム	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基33	アルミニウム及びその化合物	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基34	鉄及びその化合物	×	1回／3月	1回／年	1回／年	
基35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基40	蒸発残渣物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去において検出されていないため
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基47	pH値	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基48	味	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基49	臭気	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基50	色度	×	1回／月	1回／月	1回／月	
基51	濁度	×	1回／月	1回／月	1回／月	
毎1	色	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目

別表 1 (シートG 水質検査実施頻度) 辺戸共同店

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数減可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回／月	1回／月		
基2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		新規項目(H26)のため基本検査頻度とする。
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回／3月	1回／3月		規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月		
基14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3月		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレ及びトランスキス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／年	1回／3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3年		
基21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基23	クロロホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基30	ブロモホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基33	アルミニウム及びその化合物	×	1回／3月	1回／3年		
基34	鉄及びその化合物	×	1回／3月	1回／年	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3年		
基40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去において検出されていないため
基42	ジエオスマシン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月		
基47	pH値	×	1回／月	1回／月		
基48	味	×	1回／月	1回／月		
基49	臭気	×	1回／月	1回／月		
基50	色度	×	1回／月	1回／月		
基51	濁度	×	1回／月	1回／月		
毎1	色	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目

別表 1 (シートG 水質検査実施頻度) 奥公民館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数減可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回／月	1回／月		
基2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		新規項目(H26)のため基本検査頻度とする。
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回／3月	1回／3月		規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月		
基14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3月		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／年	1回／3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3年		
基21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基23	クロロホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基30	ブロモホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基33	アルミニウム及びその化合物	×	1回／3月	1回／3年		
基34	鉄及びその化合物	×	1回／3月	1回／年	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3年		
基40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因菌類発生時期に 月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因菌類発生時期に 月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月		
基47	pH値	×	1回／月	1回／月		
基48	味	×	1回／月	1回／月		
基49	臭気	×	1回／月	1回／月		
基50	色度	×	1回／月	1回／月		
基51	濁度	×	1回／月	1回／月		
毎1	色	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目

別表 1 (シートG 水質検査実施頻度) 楚洲共同店

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数減可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回／月	1回／月		
基2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	新規項目(H26)のため基本検査頻度とする。
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	×	1回／3月	1回／3月		規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月		
基14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3月		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／年	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3年		
基21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基23	クロロホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基30	ブロモホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基33	アルミニウム及びその化合物	×	1回／3月	1回／3年	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基34	鉄及びその化合物	×	1回／3月	1回／年		
基35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3年		
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月		
基47	pH値	×	1回／月	1回／月		
基48	味	×	1回／月	1回／月	1回／月	原則的検査頻度で、実施する。
基49	臭気	×	1回／月	1回／月		
基50	色度	×	1回／月	1回／月		
基51	濁度	×	1回／月	1回／月		
毎1	色	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目

別表 1 (シートG 水質検査実施頻度) 安田公民館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数減可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回／月	1回／月		
基2	大腸菌	×	1回／月	1回／月		
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回／3月	1回／3月		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月		
基14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3月		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／年	1回／3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3年		
基21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基23	クロロホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基30	ブロモホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基33	アルミニウム及びその化合物	×	1回／3月	1回／3年		
基34	鉄及びその化合物	×	1回／3月	1回／年		規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3年		
基40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3年		原則的検査頻度で、実施する。
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去において検出されていないため
基42	ジエオスミン	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に 月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月		
基47	pH値	×	1回／月	1回／月		
基48	味	×	1回／月	1回／月		
基49	臭気	×	1回／月	1回／月		
基50	色度	×	1回／月	1回／月		
基51	濁度	×	1回／月	1回／月		
毎1	色	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目

別表 1 (シートG 水質検査実施頻度) 安波公民館

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数減可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回／月	1回／月		
基2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	×	1回／3月	1回／3月		新規項目(H26)のため基本検査頻度とする。 規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3月		
基14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3月		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／年	1回／3年		
基17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3年		
基21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基23	クロロホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基29	ブロモジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基30	ブロモホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基33	アルミニウム及びその化合物	×	1回／3月	1回／3年		
基34	鉄及びその化合物	×	1回／3月	1回／年	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3年		
基40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因藻類発生時期に月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月		
基47	pH値	×	1回／月	1回／月		
基48	味	×	1回／月	1回／月		
基49	臭気	×	1回／月	1回／月		
基50	色度	×	1回／月	1回／月		
基51	濁度	×	1回／月	1回／月		
每1	色	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
每2	濁り	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
每3	消毒の残留効果	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目

別表 1 (シートG 水質検査実施頻度) 安波1705番地 (美作)

番号	定期検査項目	省略可否	基本検査頻度	検査回数減可能頻度	実施検査頻度	設定理由
基1	一般細菌	×	1回／月	1回／月		
基2	大腸菌	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基3	カドミウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基4	水銀及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基5	セレン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基6	鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基8	六価クロム化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基9	亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	×	1回／3月	1回／3月	1回／3月	新規項目(H26)のため基本検査頻度とする。 規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回／3月	1回／3年		
基12	フッ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基14	四塩化炭素	○	1回／3月	1回／3年		
基15	1,4-ジオキサン	○	1回／3月	1回／3月		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	1回／年	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基17	ジクロロメタン	○	1回／3月	1回／3年		
基18	テトラクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基19	トリクロロエチレン	○	1回／3月	1回／3年		
基20	ベンゼン	○	1回／3月	1回／3年		
基21	塩素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基22	クロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基23	クロロホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基24	ジクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基25	ジブロモクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基26	臭素酸	×	1回／3月	1回／3月		
基27	総トリハロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基28	トリクロロ酢酸	×	1回／3月	1回／3月		
基29	プロモジクロロメタン	×	1回／3月	1回／3月		
基30	プロモホルム	×	1回／3月	1回／3月		
基31	ホルムアルデヒド	×	1回／3月	1回／3月		
基32	亜鉛及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基33	アルミニウム及びその化合物	×	1回／3月	1回／3年		
基34	鉄及びその化合物	×	1回／3月	1回／年	1回／3月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基35	銅及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基36	ナトリウム及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基37	マンガン及びその化合物	○	1回／3月	1回／3年		
基38	塩化物イオン	×	1回／月	1回／月	1回／月	規定に基づく検査頻度、省略不可項目。
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回／3月	1回／3年		
基40	蒸発残留物	○	1回／3月	1回／3年	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基41	陰イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去において検出されていないため
基42	ジェオスミン	○	原因菌類発生時期に 月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基43	2-メチルイソボルネオール	○	原因菌類発生時期に 月に1回以上	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基44	非イオン界面活性剤	○	1回／3月	1回／3月	1回／3月	原則的検査頻度で、実施する。
基45	フェノール類	○	1回／3月	1回／3年	1回／年	過去の検査結果が良好のため、検査頻度を減じる。
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回／月	1回／月		
基47	pH値	×	1回／月	1回／月		
基48	味	×	1回／月	1回／月		
基49	臭気	×	1回／月	1回／月		
基50	色度	×	1回／月	1回／月		
基51	濁度	×	1回／月	1回／月		
毎1	色	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎2	濁り	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目
毎3	消毒の残留効果	×	1回／日	1回／日	1回／日	省略不可項目

表2 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目	目標値 mg/L 以下	水 源		淨 水	備 考
		表流水	伏流水		
1 アンチモン及びその化合物	0.02	○	○	—	
2 ワラン及びその化合物	0.002*	○	○	—	
3 ニッケル及びその化合物	0.02*	○	○	—	
4 削除		—	—	—	
5 1,2-ジクロロエタン	0.004	—	—	○	
6 削除		—	—	—	
7 削除		—	—	—	
8 トルエン	0.4	○	○	—	
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	○	○	—	
10 亜塩素酸	0.6	—	—	—	塩素剤として使用しない
11 削除		—	—	—	
12 二酸化塩素	0.6	—	—	—	塩素剤として使用しない
13 ジクロロセトニトリル	0.01*	○	○	—	
14 抱水クロラール	0.02*	○	○	—	
15 農薬類(備考参照)	**				検査項目は別表4に示す
16 残留塩素	1	—	—	●	
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	—	—	○	
18 マンガン及びその他化合物	0.01	●	●	●	
19 遊離炭酸	20	●	●	●	
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3	—	—	○	
21 メル-t-ブチルエーテル	0.02	—	—	○	
22 有機物(KMnO ₄ 消費量)	3	—	—	○	
23 臭気強度(TON)	3TON	—	—	○	
24 蒸発残留物	30-200	●	●	●	
25 濁度	1度	●	●	●	
26 pH値	7.5程度	●	●	●	
27 腐食性(ランゲリヤ指数)	-1~0	—	—	○	
28 従属栄養細菌	2,000以下	○	○	○	1mlの検水中
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1	○	○	○	
30 アルミニウム及びその化合物	0.1	●	●	●	
検査項目合計		15	15	16	検査頻度年1回
検査箇所		3	5	8	

*:暫定値

**:各農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下(単位なし)

○:検査対象項目

●:基準項目と重複(目標値が異なる)

—:検査対象から除く

表3 法令に基づく毎日検査

1. 検査場所 : 給水末端の蛇口
2. 検査項目 : 3項目
3. 検査頻度 : 1日1回

	検査項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	365日／年
2	濁り	異常なし	〃
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	〃

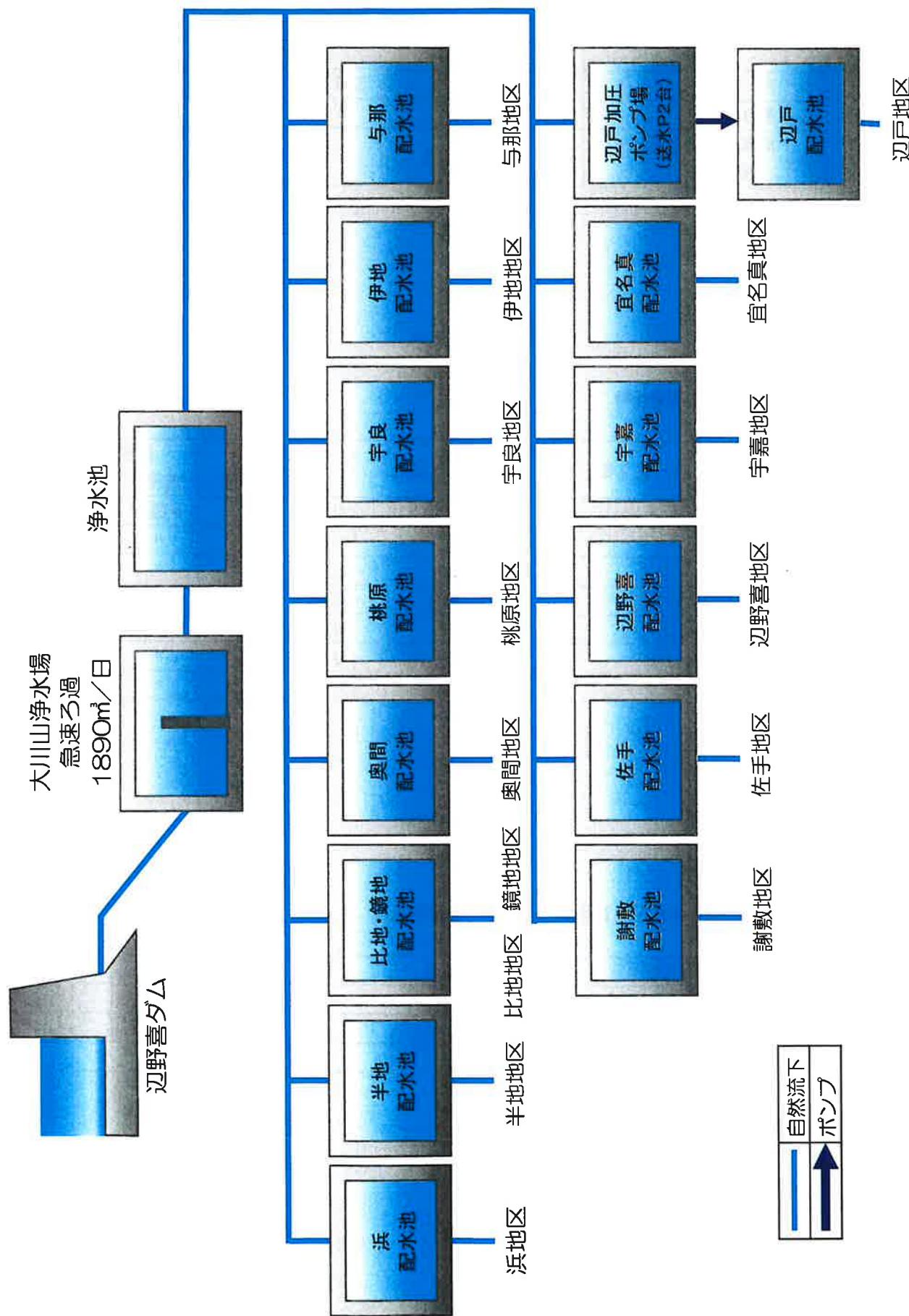
表4 農薬類の検査項目

	農薬名	用途	目標値 mg/L以下	検査対象 表流水・伏流水	検査頻度
1	チウラム	殺菌剤	0.02	8箇所	年1回
2	シマジン	除草剤	0.003	〃	〃
3	チオベンカルブ	除草剤	0.02	〃	〃
4	1,3-ジクロロプロペン	土壤薰蒸	0.05	〃	〃
5	ダイアジノン	殺虫剤	0.003	〃	〃
6	ジメトエート	殺虫剤	0.05	〃	〃
7	マラソン	殺虫剤	0.7	〃	〃

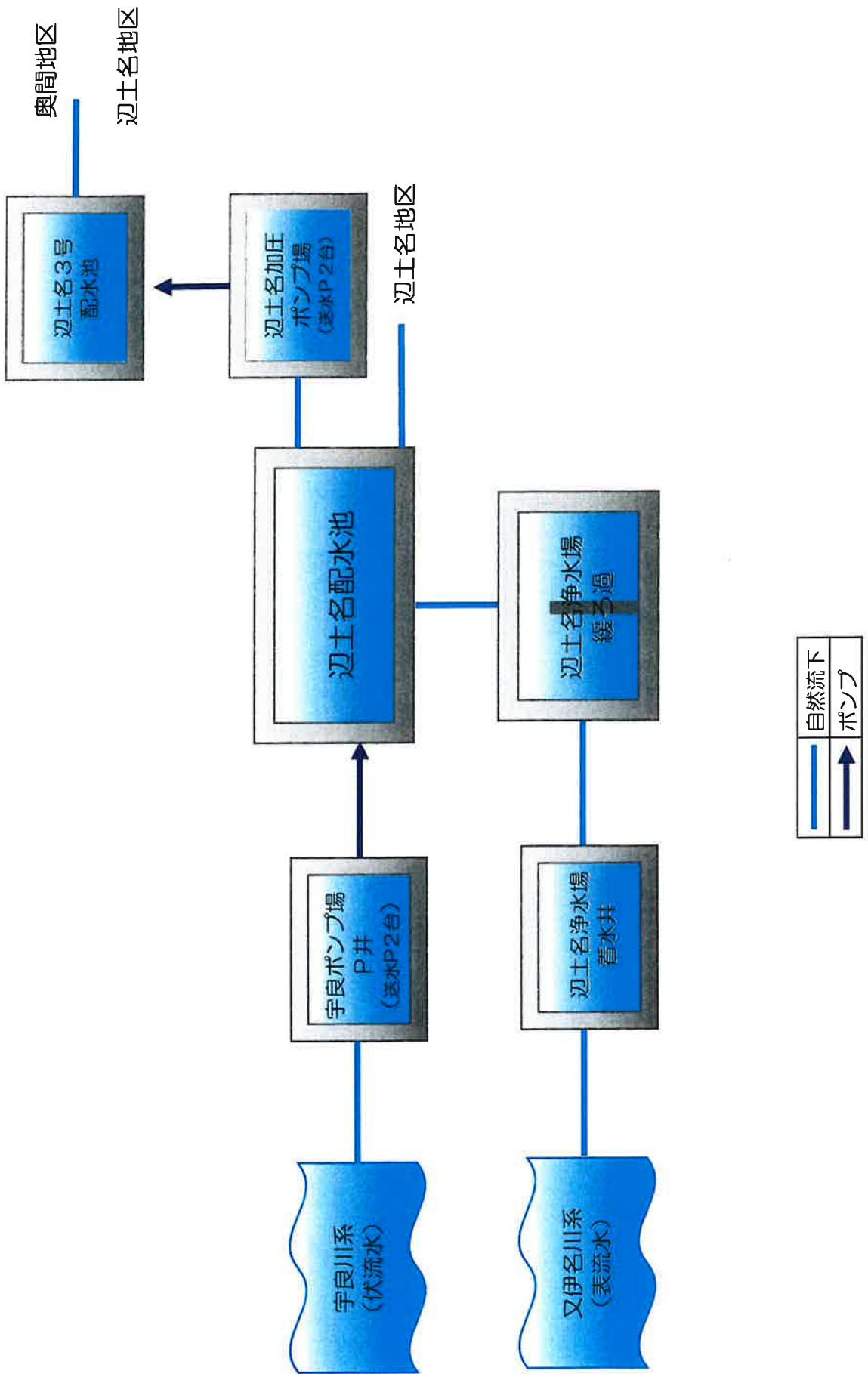
表5 その他、本村が水質管理上必要とする検査項目

	検査項目	原水	浄水	検査頻度	検査場所数
1	クリプトスピリジウム	○		年1回	8箇所
2	嫌気性芽胞菌	○		〃	〃
3	大腸菌	○		年3回	〃

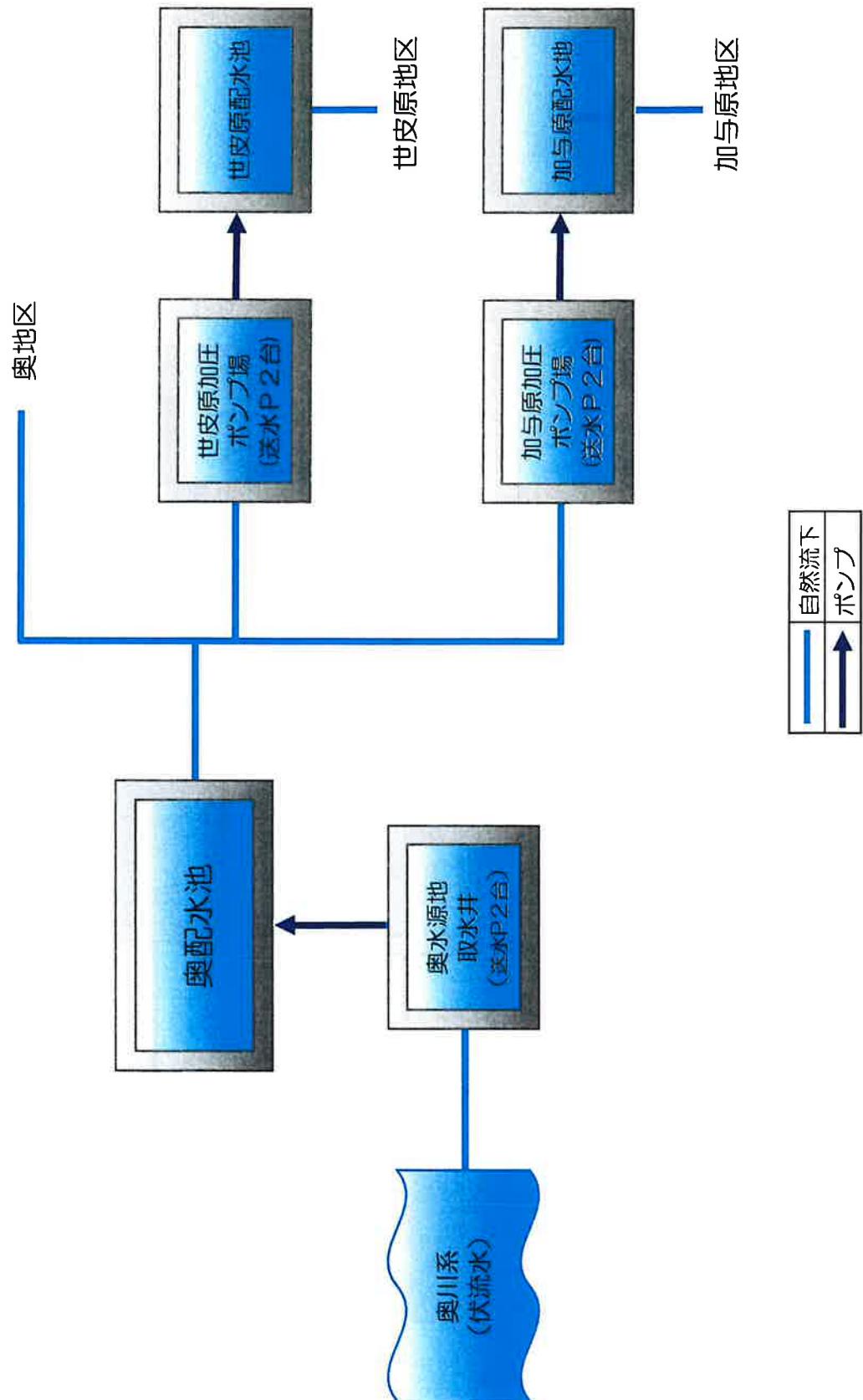
大川山浄水場系統 水道施設 配水フローチャート



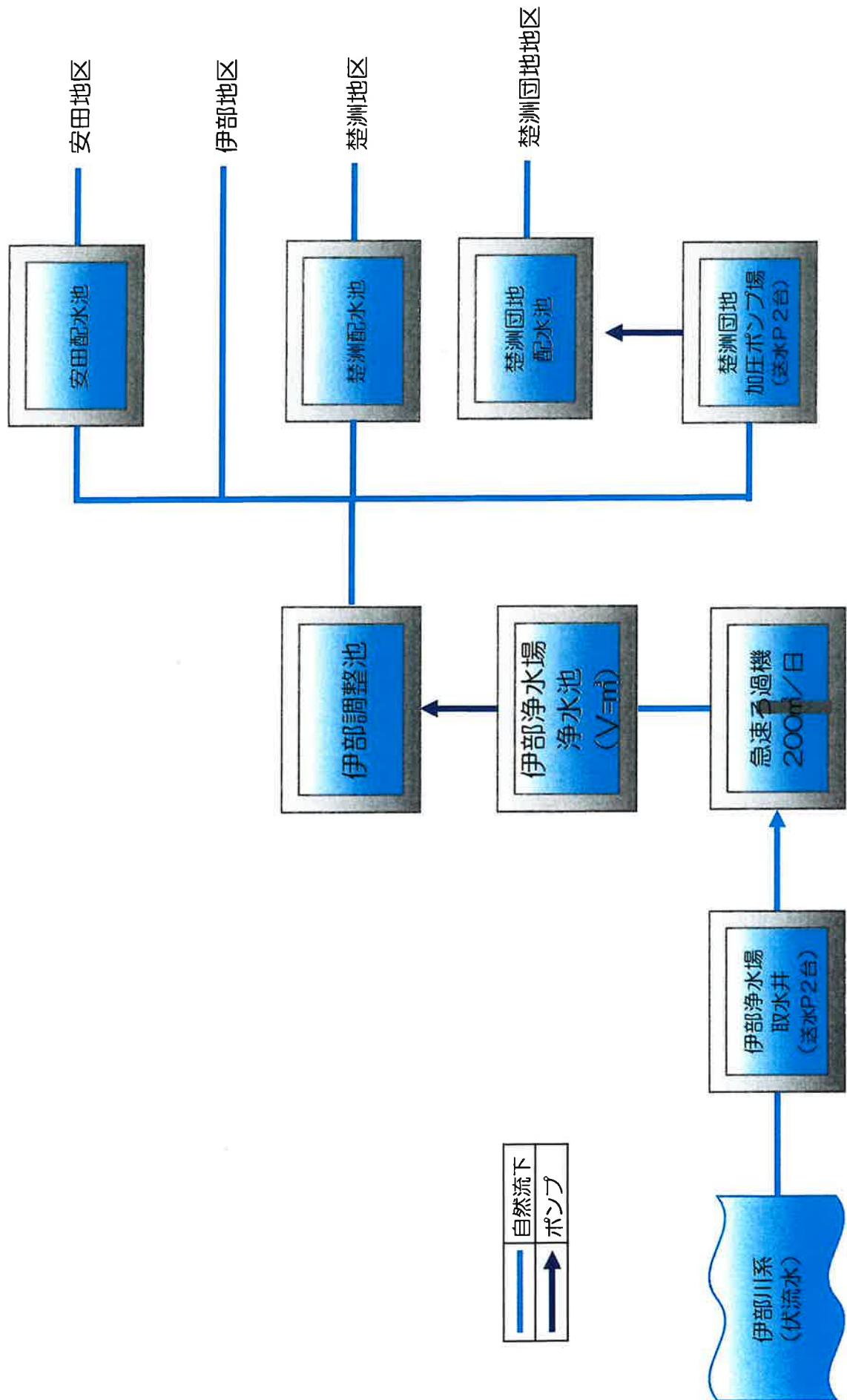
辺土名浄水場系統 水道施設 配水フローチャート



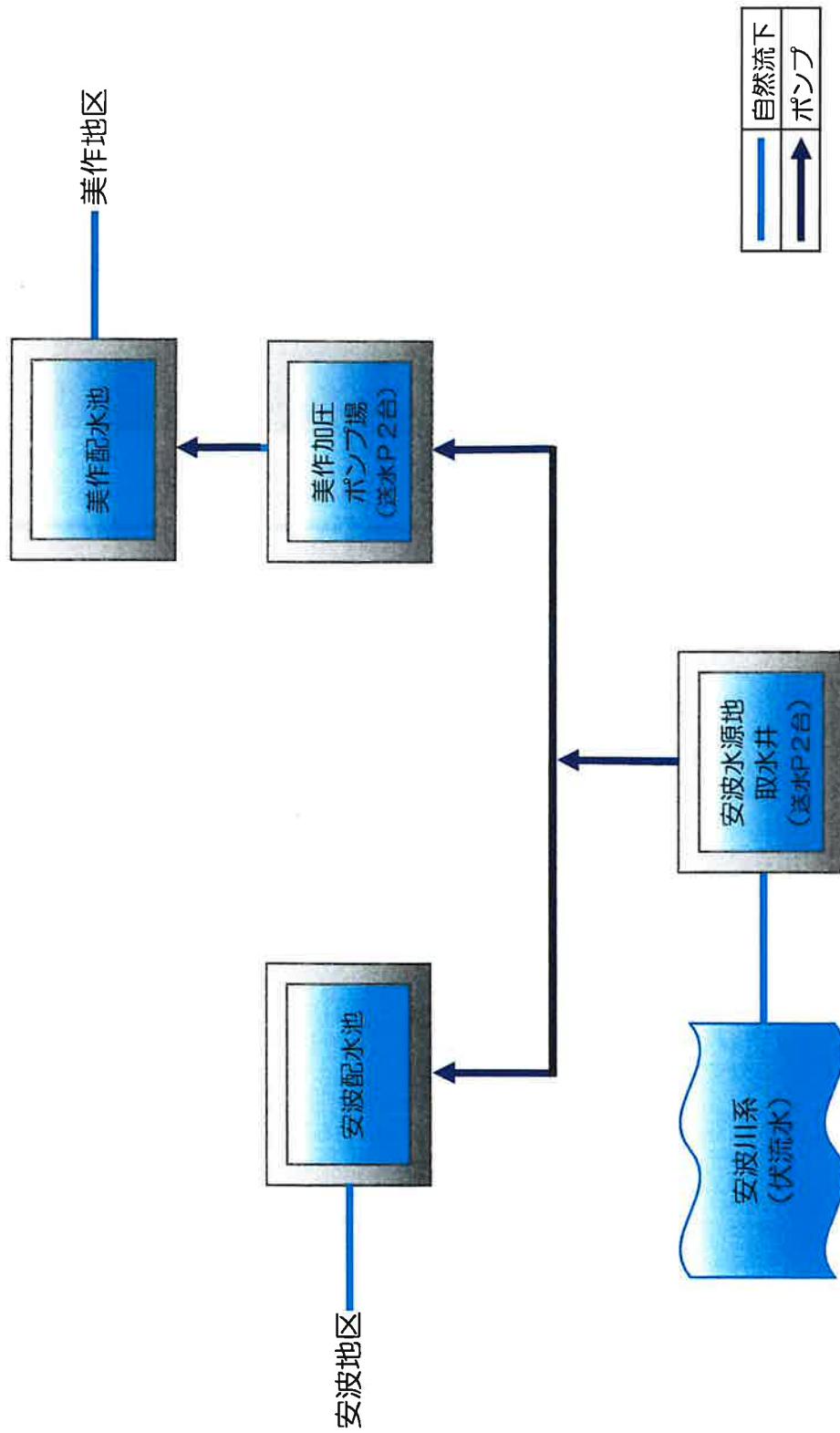
奥水源地系統 水道施設 配水フローチャート



伊部浄水場系統 水道施設 配水フローチャート



安波水源地系統 水道施設 配水フローチャート



国頭村水道施設位置図

水質検査採水場所

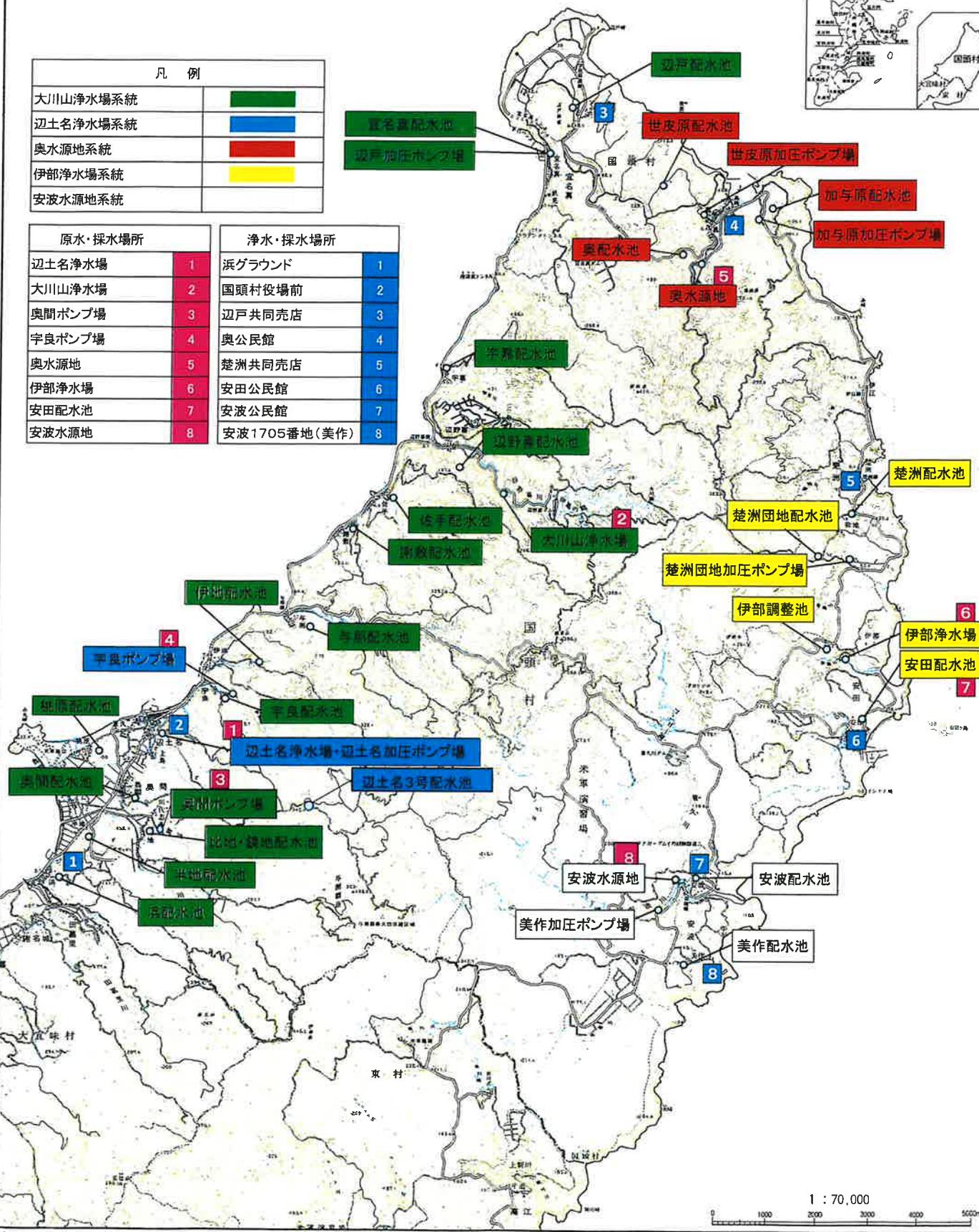
位置図



凡 例	
大川山浄水場系統	緑色
辺土名浄水場系統	青色
奥水源地系統	赤色
伊部浄水場系統	黄色
安波水源地系統	オレンジ色

原水・採水場所	
辺土名浄水場	1
大川山浄水場	2
奥間ポンプ場	3
宇良ポンプ場	4
奥水源地	5
伊部浄水場	6
安田配水池	7
安波水源地	8

浄水・採水場所	
浜グラウンド	1
国頭村役場前	2
辺戸共同売店	3
奥公民館	4
楚洲共同売店	5
安田公民館	6
安波配水池	7
安波1705番地(美作)	8



「この地図は、施設省国土地理院長の承認を得て、岡院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平成5沖復、第3号) □平成10年3月印刷

環境アドバイスセンター沖縄営業所 ☎098-868-7959

